

第3回 組織・制度ワーキング・グループ 議事要旨

1 日時 令和6年5月22日（水）16：00～18：05

2 場所 8号館8階特別中会議室

3 出席者

（構成員）五十嵐主査、小幡委員、佐々木委員、瀧澤委員、
永里委員、原田委員、藤川委員、宝野委員

（内閣府）大塚内閣府審議官、笹川大臣官房総合政策推進室室長、
原大臣官房総合政策推進室副室長、
泉大臣官房総合政策推進室参事官

（日本学術会議）日比谷副会長、大久保第一部副部長、相川事務局長

[ヒアリング]

（文部科学省）田井高等教育局国立大学法人支援課企画官、
片見高等教育局私学部私学行政課課長補佐

（内閣府）田村沖縄振興局沖縄科学技術大学院大学室長

（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）阿部管理部長、
成相評価事業部長、
戸田山研究開発部長

4 議事要旨

○五十嵐主査 それでは、全員そろわれましたので、第3回「組織・制度ワーキング・グループ」を開会します。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日本学術会議の先生方におかれましても、御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の出欠状況についてですが、欠席委員はございません。対面で御出席いただいている委員は、佐々木委員、瀧澤委員、永里委員、原田委員、藤川

委員、宝野委員、オンラインで御出席いただいている委員は、小幡委員でございます。

オンラインにて御参加の小幡委員におかれましては、御発言の際には、Webexの挙手機能により、挙手をお願いいたします。

また、日本学術会議から、日比谷副会長をはじめとする先生方及び質疑対応として日本学術会議事務局長に御出席いただいております。

それでは、早速議題に入ります。

まずは、議題1といたしまして、第1回のワーキング・グループで藤川委員からお尋ねのあった日本学術会議の自主的な改革について、学術会議より説明をお願いいたします。

○日比谷副会長 主査にお願いがございしますが、これに入ります前に、本日議案に入っていないことで1つだけ申し述べたいことがあるのですが、よろしゅうございますか。

○五十嵐主査 どうぞ。

○日比谷副会長 本日の配付資料で、資料7「これまでの主な意見」というものがございします。こちらにつきましては、日本学術会議としての意見が十分に記載されていないと私どもは認識しておりますが、それを記載していただきたいと考えております。

○五十嵐主査 どうぞ、笹川室長。

○笹川室長 御趣旨がよく分かりませんが、我々から案文は事前にお配りし、御意見を伺っているところなので、そこは御意見があれば伺って載せるという形になります。ただ、その上で、どういった意見をどのように載せるかは最終的には事務局にお任せいただくことになるかと思っておりますけれども、いずれにしても御意見があれば承りたいと思っております。

○日比谷副会長 確認の御依頼は確かにございましたのですが、それをいただいたのが2日前、20日でしたので、十分に表明ができておりませんので、改めてこれこれを記載してほしいということをこちらからお渡ししたいと思っておりますが、よろしいですか。

○笹川室長 調整しますけれども、時間の制限は皆さん一緒なので、ほかの先生方に2日をお願いしているところを学術会議は時間をかけてというのは、それはまた違う話だとは思っております。いずれにしても御意見があったらおっしゃってください。

○日比谷副会長 皆様に何日かということをおは今、初めて伺いましたので、そうすると、皆さんも2日ということなのではないでしょうか。

○笹川室長 基本的に一緒だと思います。

○日比谷副会長 実際には1日ですね。

○笹川室長 微妙なところはありますけれども、基本的に学術会議だけ直前に投げているとか、そういうことをやっているわけではございません。

○日比谷副会長 そこはよく分かりました。でも、提出するようにいたします。

○五十嵐主査 大久保先生、どうぞ。

○大久保第一部副部長 ありがとうございます。

私どもは原案を受け取って、前回学術会議の意見を載せてくださいとお伝えしたけれども、一切載っていないと認識いたしまして、それを載せてくださいというお伝えをしておりました。そのため、個別の意見のリストの提出にまでは至っていません。基本的には事務局で意見を入れた案を示して確認を求めているものだと思いますので、意見が載っていないと、一から全部もう一度議事録を洗ってピックアップから始めなければいけないということかと思えます。

○笹川室長 その御趣旨はよく分からないところがあって、事務的なレベルで何か不手際があったということであれば、それはそもそも学術会議事務局とこちらの事務局の間でまず話をしていただきたいと思えます。

それから、現場でどういうそちらへの依頼のやり方をしたか。私は最終的にできてきたものを見て、大久保先生の意見も入っているなというくらいの取りあえずのイメージでしたが、もしこの案のつくり方に何か御不満な点があるのであれば、そこはやり方は考えていくということだと思えます。

○大久保第一部副部長 ありがとうございます。

今日はたくさん議題も詰まっておりますので、不規則発言のようなことを続けるつもりはありませんが、私は今言われたように日学の意見を一つ掲載していただいたという認識もございませんで、どこがそうなのだろうと感じました。この部分は、日学が前回日学の意見を載せてくださいと要請をしたそのお答えということになるかと思えますので、この場で確認いただいて、議事録にきちんと記載していただくべきものかと思ってお尋ねをした次第でございますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐主査 どうぞ、笹川室長。

○笹川室長 まず、日比谷先生がおっしゃったことを受けて、事務的な進め方も含めてきちんとやっていくと、話としてはそういうお答えでよろしいでしょうか。

○日比谷副会長 取りあえずはこちらから修正要望といたしますか、追加要望といたしますか、意見も出すということですのでよろしいですね。

○笹川室長 はい。

ただ、載せるかどうかは内容次第のところもあります。繰り返しですけども、最終的には事務局の責任でまとめるものなので、日比谷先生がおっしゃっ

たとおり、これから意見というか、ここを載せるべきではないかというお話を伺って、載せるべきものがあれば載せていくということではよろしいのではないのでしょうか。

○大久保第一部副部長 ありがとうございます。

○日比谷副会長 お時間をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本題に移りまして、スライドをお願いします。藤川委員からの御要請もございまして、本日お時間いただきまして、ありがとうございます。「日本学術会議の自主的な改革について」という題をつけておりますけれども、次のスライドでお示ししますが、今世紀に入ってからという少し長いスパンで最初に振り返って、その後、もう少し前期、前々期の具体的なこととお話ししようと思いますが、前者の少し長いスパンでという観点から見ますと、「社会のための科学」を強化していくという方向が一つの大きな流れかと思っておりますので、それを副題に入れております。

次のスライドをお願いします。21世紀のアカデミーの役割として特筆すべきことと私どもは考えておりますのは、科学的助言機能がどんどん強化されていることかと思っております。前世紀の最後の頃ですけれども、1999年によく御存じのブダペスト宣言が出されまして、その中で「社会における科学と社会のための科学」という概念が提唱されました。日本学術会議では、このような世界的な潮流も受け、私どもの先輩方がなさったことですけれども、2005年、また、2007年に、報告、提言を出しております。タイトルは御覧のとおりです。

その中で、2005年の10月に日本学術会議法の一部が改正されました。このときに大きく変わったことは3点ございまして、1つ目は、これは何回もお話ししてはいますが、今のコ・オペレーション方式が導入され、学術研究団体を基礎とした推薦制ではなくなりました。それから、従来7部制であったものが3部制になり、研究連絡委員会ではなくて連携会員が新設されました。終わりの2つは、新しい分野や緊急の課題に柔軟・迅速に対処することを目的にしております。

次、お願いします。そして、第25期、前期には、日本学術会議がさらなる改革への指針を取りまとめまして、これはもう何回も申し上げている「より良い役割発揮に向けて」です。

次、お願いします。もう一度2005年頃に時計を戻しまして、先ほどお話ししました2005年10月、法律が変わった後の第1回の総会で、会則の改正により、課題別委員会を設置しました。その役割は、そこに書いてあるとおりですけれども、社会が抱える課題のうち特に重要なものについて審議することです。それから前期に至るまで幾つもの課題別委員会が設置されてきましたけれども、25期の代表的なものを挙げますと、上の2つは審議依頼に応じてつくられたものです。

3番目の自動運転は、これは学術会議として独自に設置したものです。このような課題別委員会が第25期に9つございました。学術会議の提言、意思の表出は、従来ボトムアップ型が中心でしたけれども、このような課題別委員会を設置することで、リーダーシップ型で迅速に社会課題に対応する仕組みを導入しております。

次、お願いします。2014年には、これも会則の改正で、若手アカデミーを設置しました。どのような人が入っているか、任務は何か、今期何をするかというのは、時間もございますので、後ほど御覧ください。

次、お願いします。前期、特筆すべきこととしては、長いですから読みませんが、そのアカデミーが10の課題という見解、見解については後ほど御説明します。これを発出・公表しました。10の課題は、そこに書いてあるとおりでして、薄い水色が背景になっているものは、発出の前に様々なところと意見交換をするために学術フォーラムを開催したのですけれども、そのポスターを小さくして入れております。

次のスライドをお願いします。若手アカデミーは、この10の課題について、非常に積極的な広報活動を行っておりまして、その結果、毎日新聞、TBSラジオに取り上げられたほか、国際的には「Nature」にかなり大きい記事が出まして、反響も大きかったということをもまず申し上げておきます。

次、お願いします。ここからは「より良い役割発揮」で掲げました5つの柱について、それぞれ赤字で第25期にどのようなことをしたか、青字は第26期に入って今どのようなことに取り組んでいるか、そして、緑色のところは、前回お話ししましたが、外部有識者の最近の評価でどのようなコメントがあったかということも並べております。

まず、国際活動につきましては、学術会議は3年が1期で、これまで期をまたいで何か戦略を立案することはございませんでした。しかしながら、特に国際活動については、相手のアカデミーもあることすし、3年というスパンではなかなか対応し切れないということで、初めて今期の終わりまでの戦略を策定しました。そして、いろいろなグローバルな社会的課題について各国と協働しながら提言を出してきています。

今期に入りまして、国際アドバイザーボードの設置を準備中です。これは米英独仏のアカデミーから既に参加の意思を表明いただいております、10月に第1回を開催すべく準備中ですが、それぞれのアカデミーと協力しながら国際的な役割を果たしていきたい、対等な立場で意見交換をしていくという目的で設置しようとしているものです。

これらの活動につきまして、外部評価、瀧澤先生もお入りになっておりますけれども、文書からそのまま抜き出しておりますので括弧をつけていますが、「国

際的なプレゼンスの向上は大変に良くなった」とのコメントがございました。

次、お願いします。これは具体的な国際活動、どのようなことをしているかというものですけれども、時間の関係もありますので、後ほど御覧ください。

そして、これも加入している団体のリストですが、後ほど御覧ください。

次、お願いします。ここが恐らく前期一番改革したところでございます、それは意思の表出と科学的助言機能の強化です。学術会議は、先ほどお話ししましたように7部制が3部制になるということが二十数年前にありまして、個別の分野であるとか、個別の学協会ではできないこと、分野横断的あるいは俯瞰的な提言を出していく、そのために設立された組織であると認識しておりますけれども、問題意識、どこが足りなかったかといいますと、なかなかそうはいつでも本当に俯瞰的になっているか、あるいは分野横断的だったかということについては、かなりの課題があったわけです。前期はそれをぜひ改善しようということで取り組みました。

具体的には、ここにいろいろな意思の表出の種類が書いてあるのですが、参考として黒字で書いてあるものが、前々期どのような意思の表出があったかということです。回答は置いておきまして、提言が85、報告が23ございました。

25期に入りましてから、新しく見解というカテゴリーを設けました。先ほどの若手アカデミーによる10の課題も、見解として発出されたものです。これをつくった理由なのですが、見解というのは、学術会議の中に様々な分科会がございまして、その分科会として出すものを見解と位置づけました。一方、提言というのは、日本学術会議として発出するものであると。そうであるから、当然のことですけれども、分野横断的、学際的、俯瞰的なものを出すようにカテゴリーを分けまして、それまでの学協会で本当にできることではないのかといった問題を解決するために、見解を創設いたしました。その結果、前期3年の間に、報告は前々期とほとんど数は変わりませんが、見解が37、提言は8という非常に厳選された形になりまして、先ほどから申し上げているような学術会議にふさわしい意思の発出をするように心がけております。

前期の査読強化改革というのは、具体的に出てきたものについて、これはなかなか学術会議として発出するにはふさわしくないから、分科会レベルで見解として発出したほうがいいのではないかと、そういうやり取りをしたわけですが、したがって、ある程度、意思の表出の内容ができてから事後にチェックする、そして、強化するというお話なのですが、今期になりましてから、そもそも分科会をつくる前の時点で、この分科会で提言に足るような意思の表出ができるかという観点から、俯瞰的、分野横断的であるかなどを確認、調整することにしまして、それは幹事会の下に分科会ワーキング・グループというものを設置しました。昨年10月の発足以来、幾つかの分科会の設置、このよう

なタイトルでこのようなことを審議したいというものが出てきますけれども、こちらに出てきますので、しっかりチェックをしております。その結果、大体前期の3割減、分科会の数が7割ぐらいになっています。

非常に具体的な例を申し上げますと、縮小社会について様々な分科会もありますし、意思の表出をしたいという申出があったわけですがけれども、今回全国の地域行政統治機構を視野に入れて効率化を図るような制度の再構築を課題としている分科会と、特に人口が減少しているところで避けられないライフスタイルの変化や外国人との共生といった地域密着型の提言という2つの分科会がありましたけれども、これはぜひ連携、合同するよというコメントをつけて返しまして、その方向で調整が進んでおります。どうしても人社系の議論が今のところ中心になっているのですが、今後具体的な課題が抽出されてきたときには、理工系が協力できるものについては第二部、第三部も巻き込んで議論するように、より学際的になるよという方向づけをしたいと考えております。

これらの取組について、外部有識者のところは読んでいただければよろしいのですが、ただし、課題として、今後の課題、今の問題意識としては、ステークホルダーとの意見交換はそれなりにしておりますけれども、定常的にできる仕組みがあるかという点、そうではありませんので、これはぜひ仕組みを構築する必要があります。フォローアップもそれなりにしておりますけれども、もっと十分なものが必要と認識しております。

次、お願いします。具体的に最近の特徴的な科学的助言の例、これは5つ提言を挙げておりますが、テーマとしては4つです。1つ目は、一番上にあります「第6期科学技術基本計画に向けての提言」で、これは総合科学技術・イノベーション会議で提言を出した後発表しました。その結果、博士課程学生への経済的支援の拡充が基本計画に採用されております。

2つ目は、2種類の提言ですが、ゲノム医療に関するもので、これは昨年6月のゲノム医療法制定に貢献をしています。

次は、着床前遺伝学的検査に関する提言でございます。長いので全部は読みませんが、こちらは医学・生命科学はもちろんなのですが、問題の性質上、法学など人文社会科学の専門家が合同で審議をしました。関係機関等との意見交換をし、非常に広い分野の研究者で提言を作成するという意味では、学術会議ならではのテーマだったかと、前期の目玉の一つと考えております。

もう一つ、前期に革新的医療製品、これは読みませんが、こちら厚労省、内閣府、経産省等の行政機関をはじめ、そこにありますような医療機器メーカー、製薬会社等々の意見交換を含めて検討したものでございます。

次は、今の着床前遺伝学的検査の詳しいことですが、時間もありません

るので、これは後ほどお読みください。

最後のスライドです。対話を通じた情報発信力の強化ということで、会長メッセージ動画あるいはホームページのリニューアル、ユーチューブ、ツイッター、インターネット配信による学術フォーラム等ということをしております。こちらは例えば先ほどのヒトゲノム編集と着床前遺伝学的検査についての学術フォーラム、これは完全オンライン配信で、そのときに視聴した人は324人でしたけれども、ユーチューブで配信した結果、停止するまでに3,000名を超える人が見えています。あるいは、ハイブリッド方式のものなどでも、ハイブリッドにすることによって非常に多くの人に参加をしているということがありまして、多いテーマというのは、今の着床前診断、それから、コロナに関するもの、それから、東日本大震災の10年といったこともありましたし、地震、防災関係のものも非常に多くのアクセスが、ある程度長い時間載せておくことによって、例えば防災関係のものは、これは同時でオンライン開催しただけなのですけれども、時間内総アクセス回数5,000という数字になっております。

緑色のところにありますような評価をいただいておりますが、「産業界との会合はもっと頻繁に」ということで、今期の取組としては、産業界ほか様々なところとの対話の推進を位置づけて、実際に始めております。

会員選考プロセスの説明責任の向上は、このワーキング・グループの主題ではありませんけれども、既に今回の選考過程報告書を公表しております。

最後に、事務局機能の強化ですが、例えばユーチューブ配信をするとか、いろいろなことがありますけれども、事務局機能を強化して、人をつけ、しっかりスタッフがいることが必要不可欠であると思っております。また、前々から申し上げていますがけれども、博士号を持っているような大学でいうとURAのような立場の方を雇用することによって、提言作成に至るまでの例えばデータの収集や取りまとめ等に協力いただく体制ができると、大変にありがたいと思っております。

以上でございます。

○五十嵐主査 日比谷先生、どうも説明をありがとうございました。

冒頭ありましたけれども、世界のアカデミーの役割がScience for Societyであるとか、科学的助言機能の強化、こういった世界の趨勢に合わせて学術会議としても大きく変革してきているとよく理解しました。

御質問や御意見はたくさんあるかと思うのですがけれども、本日はほかにヒアリングを3件準備しております。先にその説明と質疑をさせていただいて、その後、本議題の質疑についてはさせていただこうと思っております。どうもありがとうございました。

○日比谷副会長 ありがとうございました。

(文部科学省高等教育局入室)

○五十嵐主査 続きますして、議題2といたしまして、国立大学法人制度及び学校法人制度について、文部科学省よりヒアリングを行います。

それでは、御説明をお願いいたします。

○田井企画官 文部科学省国立大学法人支援課の田井と申します。

まず、私から国立大学法人制度について御説明をさせていただきます。資料2を御覧いただければと思います。

1ページでございます。国立大学の法律上の目的・役割についてお示しをしております。教育基本法の第7条、また、学校教育法第83条において、国公私共通する大学の役割・目的が規定されております。学校教育法第83条を見ていただきますと「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」「その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と規定をされております。その中でも特に国立大学につきましては、国立大学法人法第1条に「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえる」「我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る」という目的が課されているところでございます。

次に、2ページを御覧いただければと思います。国立大学の種類・規模についてお示しをしております。国立大学を設置する法人は、現在82法人ありまして、86の大学が設置をされております。右下の枠囲みでございますように、この枠囲みの中に記載しております法人につきましては、1つの法人で複数の大学を設置している法人でございます。このように、国立大学はその規模、また、性質も様々であり、多様な教育研究を行っているところでございます。

次に、3ページを御覧いただければと思います。国立大学法人の制度について御説明をさせていただきます。国立大学法人につきましては、業務の評価、また、財務・会計等に関して、独立行政法人通則法の規定を準用するなど、独立行政法人制度の中核的な要素を広く取り入れております。そういった意味では、広義の独立行政法人としての性格を有しております。一方で、大学等の持つ自主性、自律性の確保、また、高等教育、学術研究に対する国の責任を果たすという観点から、一定の特例規定を置く必要があるため、独立行政法人通則法に基づく個別法ではなく、固有の法人制度が創設されております。

まず、国の関与につきましては、独立行政法人との主な違いを御説明したいと思っております。こちらの資料、左上のところに記載をしておりますけれども、独立行

政法人制度では、法人の長の任命や中期目標は担当の大臣が決める仕組みとなっておりますが、国立大学法人制度では、国立大学における教育研究の特性に配慮し、その自主性、自律性を尊重するために、学長の任命は国立大学法人の申出に基づいて行うこととされております。また、中期目標の作成に当たっては、国立大学法人の意見に配慮することが法令上規定をされております。また、評価につきましては、大学の教育研究については、その特性に応じて高い専門性の観点から評価を行う必要があることから、独立行政法人評価委員会とは別に置かれる国立大学法人評価委員会で行うこととしております。

続きまして、国立大学法人のガバナンス体制について御説明をさせていただきます。まず、国立大学法人には役員として学長、監事2名、また、大学の規模に応じて法律で定める数の理事を置くこととされております。その中で、学長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理することとしておりまして、国立大学の業務について最終的な判断を行う権限と責任を有しております。理事は、学長の定めるところによりまして、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときにはその職務を代理することとしております。理事の任命は、学長が行うこととなっております。また、理事の中には、学外者を必ず含まなければならないこととされております。これらの法人の長また理事の職務内容につきましては、一般の独立行政法人の理事長や理事と同様になってございます。

その上で、国立大学法人の独自の部分でございませけれども、学長が意思決定を行うに当たりまして、その判断を支え、また、学内外の声を反映させるための会議体が複数置かれているところでございます。

1つ目は、下段の左から2番目でございますが、学長と理事で構成される役員会でございます。国立大学法人は一般の独立行政法人と比較して規模が大きく、また、業務が複雑でありますことから、学長の意思決定を支えるために、中長期的な経営方針や重要な業務執行について、学長が決定する前に必ず役員会の審議を経ることとしております。学長は、役員会の議決に法的には拘束されませんが、十分に尊重することが求められております。

2つ目は、その右側の経営協議会でございます。こちらは、学長が意思決定をするに当たりまして、経営に関する重要事項について、学外者を含めて専門的な議論を行うための諮問会議でございます。学長と学長が指名する理事及び職員、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する学外有識者で構成されておりまして、学外有識者は過半数を占めることが求められております。学長は、経営協議会における審議結果を踏まえて、経営に関する最終的な意思決定を行います。

3つ目は、その右側の教育研究評議会です。教育研究評議会は、学長が意思決

定をするに当たり、教育研究に関する重要事項について、大学の教育研究を直接担当する者を含めて、専門的な議論を行うための諮問会議です。学長、学長が指名する理事及び職員、学部、研究科及び附置研究所その他の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者で構成されております。

こういった会議に加えまして、学長の選考を行い、また、学長解任の申出を文部科学大臣に行うことのできる機関として、学長選考・監察会議が置かれております。経営協議会に属する外部委員のうちから経営協議会で選出された者と、教育研究評議会の委員のうちから教育研究評議会で選出された者のそれぞれ同数の委員から構成をされております。

また、学長、理事に加えまして、役員として監事2名が置かれ、文部科学大臣が任命をいたします。監事についても、学外者を含まなければならないこととなっております。監事は、法人の業務の効率的かつ効果的な運営を確保するため、法人の財務内容等を含む法人の業務について、その適正性、妥当性も含め監査をいたします。

また、会計監査人も置かれておりまして、監事が法人の業務の全般的な監査を行うのに対し、専門的な立場から法人の会計についての監査を行います。

以上の仕組みは、全ての国立大学法人に共通して適用されるものになってございます。

なお、これに加えまして、昨年法の改正によりまして、一定以上の規模を有する法人に対して運営方針会議の設置、こちらの資料の下段の一番右側でございますけれども、こちらの設置が義務づけられました。こちらは事業規模が特に大きい国立大学法人については、そのステークホルダーも多岐にわたることから、多様な専門性を有する者が経営に参画することにより、継続的、安定的な経営を実現することが必要であるとの観点から導入された仕組みでございまして、本年10月より施行されることとなっております。この会議につきましては、3名以上の運営方針委員と学長により構成されておりまして、運営方針に関する事項については、こちらの会議の議を経ることが必要とされております。運営方針会議を置く必要がある法人として、現在5つの法人が指定をされているところでございます。

以上は全て法人内部に置かれる組織でありまして、組織の自浄作用を機能させるための仕組みでございます。

続きまして、資料の4ページを御覧いただければと思います。国立大学法人の評価制度について御説明をさせていただきます。独立行政法人や国立大学法人評価制度につきましては、国による関与を極力排し、法人に自主性、自律性を付与する代わりに、第三者機関である評価委員会が適切な評価を行うことにより、各法人の適切かつ透明な業務運営を担保する仕組みとして導入されたもの

でございます。独立行政法人では、主務大臣が評価を行い、総務省に置かれた独立行政法人評価制度委員会がその評価のチェックを行っていますが、大学の教育研究につきましては、その特性に応じて高い専門性の観点から評価を行う必要があることから、特別に国立大学法人評価委員会を設置しております。

まず、中期目標・中期計画の策定手続から御説明をさせていただきます。資料の左側の部分を御覧いただければと思います。まず、国が国立大学法人に求める役割や機能を明確化した「中期目標大綱」というものを提示いたしまして、各法人が中期目標原案を作成いたします。それを受けて、文部科学大臣が、各法人に対し6年間に達成すべき中期目標を定め、提示をいたします。それを受けて、各法人は、中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成いたしまして、文部科学大臣が認可を行います。中期計画には達成状況を検証することができる評価指標を設定いたします。中期目標の作成及び中期計画の認可に当たりましては、大学の自主性、自律性を尊重するとともに、国立大学法人評価委員会の意見を聴くことが法令上規定をされているところでございます。

続きまして、評価について御説明いたします。資料の右側の部分を御覧いただければと思います。評価は評価委員会が中期目標期間の4年目終了時及び6年目終了時に実施をいたします。なお、その中で、教育研究の質の向上につきましては、専門的な観点から評価を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重することとしております。評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて実施をしております。評価委員会は、各法人の自己点検・評価を検証し、中期計画の実施状況等に基づき、中期目標の達成状況を確認しております。また、本評価は、各法人の意見を尊重して、中期目標についてその達成状況を評価するものとなっておりますので、法人を相対的に評価するものではなく、統一的な評価基準については設けてはございません。また、各法人の自己点検・評価においては、各法人が中期目標の事項ごとに個別の目標、それに対応する計画、それに対応する評価指標を設定し、その上で、評価指標について3段階で評価の上、中期計画については5段階で判断を行い、最終的に中期目標について各中期計画の達成状況に加え、優れた点や改善すべき点などの状況を総合的に勘案し、6段階で判断をしております。この6段階の評定は「中期目標を上回る顕著な成果が得られている」「中期目標を上回る成果が得られている」「中期目標を達成している」「中期目標をおおむね達成している」「中期目標の達成状況が不十分である」「中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある」という内容になってございます。

また、この国立大学法人評価に加えまして、国公私を含む全ての大学は、学校教育法に基づきまして、7年ごとに機関別認証評価、また、5年ごとに専門職大学院等の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について分野別認証評

価を受ける必要がございます。これは設置認可の弾力化に伴いまして、設置後の大学の質の向上と保証を恒常的に図る仕組みとして整備することを目的として導入されたものでございまして、中期目標の達成状況を確認する国立大学法人評価とは、その趣旨・目的を異にするものでございます。認証評価につきましては、文部科学大臣の認証を受けた評価機関が定める基準に従って実施をされております。

長くなりましたが、国立大学法人については以上でございます。

○五十嵐主査 説明ありがとうございました。

学校法人、続けてお願いします。

○片見課長補佐 文部科学省私学行政課の片見と申します。よろしく申し上げます。

私からは学校法人制度ということで、1ページに行ってくださいまして、学校法人とは何なのかといいますと、私立の学校を設置する法人です。大学、短大、高校、専修学校云々と、基本的に私立の学校を設置できるのは学校法人になっております。国立大学法人は、独立行政法人を基にして独立行政法人的な構成になっているところなのですが、学校法人は、昔は民法の財団法人が学校を設置していた、そこから学校法人の制度が創設されたという経緯もありますので、公益法人並みの仕組みになっています。

1枚おめくりいただきまして、私立学校法というのは、この学校法人の規律をしている法律なのですけれども、まず1条のところ、(この法律の目的)ということで「私立学校の特性にかんがみ」、「自主性」と「公共性」という2つのワードがポイントでして、「公共性」というのはまさに公教育を担う者として公共性を確保する必要性があるというところの原則を書いていると。一方、ただ、「私立学校の特性にかんがみ」というこの「特性」は何かといいますと、私人が私財をなげうって創設をするというのが、この学校法人、私立学校になりますので、その自主性を尊重するというところが重要なポイントになってきます。そういう意味で、所轄庁、大学を設置する学校法人であれば文部科学大臣が所轄庁になりますけれども、その所轄庁の権限はできるだけ少なく最小限度として、一方、組織運営に一定の法的規制を加えることによってこの公共性の高揚を図るというのが、この学校法人の大きな仕組みになっているということでございます。

学校法人の責務としては、自主的に運営基盤の強化を図り、また、その学校の教育の質の向上だとか、運営の透明性の確保を図るように努めなければならないというような規定が設けられているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、組織運営に一定の法的規制というところが、この学校法人の仕組みになってくるわけなのですけれども、どういう仕組みに

なっているかといいますと、まず、学校法人の業務の意思決定機関は、合議制の機関である理事会になると。その長、理事長は、学校法人を代表し、業務を総理するということになっております。

この図でいうと右下のところですが、学校法人には評議員会というのが置かれまして、評議員は理事の2倍以上の数がいると。どういう人になるのかといいますと、その法人の職員や卒業生、いわゆるステークホルダーという方々が評議員に選任されて、可能な限りいろいろな人の意見を聞くための組織がこの評議員会になっております。

一方、この図のほうを見ていただきますと、左下に監事というものがございます。監事も学校法人の機関の一つとして、監事は学校法人の業務や財務状況、また、理事の業務執行状況を監査する役割を担っているというものでございます。

一番下のところ、2つ四角で書いてございますが、学校法人は、毎会計年度、予算と事業計画を作成しなければならないということが法律で規定されております。これは評議員会などステークホルダーへの説明責任を果たすために、ちゃんと毎年事業計画を作成して、その事業が結局どうなったかという報告もする仕組みになっております。

また、プラスして、大学を置くような学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならないということも法律で規定されておまして、これは経営を中期的視野を持って行っていただくためにこのような仕組みが設けられているというものでございます。

次のページに行っていただきまして、では、所轄庁による関与、必要最小限と申しましたけれども、それはどのようなものが法律上規定されているかといいますと、一番上、所轄庁は、私立学校に対して、必要な報告書の提出を求めることができるだとか、飛ばして、一番下に行きますと（報告及び検査）ということで、所轄庁は、財産の状況等を報告させたり、職員に、事務所その他の施設に立ち入って検査をさせることができると。こういうことも踏まえて、上から2つ目の60条ですけれども、何か学校法人が法令の規定や所轄庁の処分、寄附行為、定款のことですけれども、それに違反し、または運営が著しく適正を欠く場合には、必要な措置を取ることを命ずることができる。さらに、この60条の9項では、この命令に従わないときは、役員解任を勧告することができる。また、最終的には、62条のところ解散を命ずることができるということが規定されております。逆に、所轄庁の権限的な規定はこのぐらいであるというところでございます。

次のページに行っていただきまして、私立学校法も昨年法律の改正を行いました。令和7年の4月から施行ということになってございます。この法改正の

趣旨は、一番上の文章ですけれども、社会の信頼を得て、より一層発展していくために、実効性のあるガバナンス改革を推進すると。要は、ほかの公益法人制度では様々なガバナンス改革が先行して行われておりまして、学校法人についてもそれも踏まえてガバナンス改革を行う必要があるだろうということで、結構大規模な法改正を行いました。

この資料だとよく分かりにくいので、次の資料を見ていただきまして、これが学校法人の主要な組織の関係性の、左が現行で、右が改正後を図示したものでございます。幾つかのポイントがありまして、まず、現行のほうで人形が2つ緑色でありますけれども、理事と評議員が現行では必ず兼職者が必要になっております。これについて、改正後は、これは兼職が逆に不可ということにしております。要は、執行する側と意見を言う側が同じ人だと意味がないだろうということで、これは兼職不可という仕組みにしております。

もう一つは、現行では監事は理事長が選任することになっておりますけれども、これはチェックされる側がチェックする人を選ぶ仕組みになってしまっていますので、そうすると、このチェック機能は本当に正しく働くのかというところの懸念がございますので、改正後は評議員会がこの監事を選任する仕組みにすることにしております。

また、改正後のほうを見ていただくと、評議員会から上に矢印が出ている中で、これまで意見はもちろん諮問機関ですので言える仕組みだったのですけれども、一部決議、これは解散とか、合併とか、重要な寄附行為の変更ですね。こうした重要なものについては、評議員会の決議も必要という立てつけにすることにしております。

一番右のところ「会計監査人」と書いてありますけれども、これは新たに会計監査人という機関を設けることにしております。監事がもちろん監査するのでありますが、金目の部分についてはこの会計監査人の方にしっかり監査をしていただくという意味で、新たにこの会計監査人という機関を設置することにしております。

簡単ではございますが、学校法人制度については以上でございます。ありがとうございました。

○五十嵐主査 ありがとうございました。

今回のヒアリングは、国立大学法人制度及び学校法人制度の在り方を議論する趣旨で行うものではありません。学術会議の法人化に向けて、制度の基本的なスキームを検討するに当たり、ほかの法人の制度の理解を深めるために行うものであります。そのような観点から議論をお願いいたします。

それでは、ただいまの文部科学省の御説明に対して御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。どなたでも。

どうぞ、宝野委員。

○宝野委員 前回のワーキングでも話題になりましたが、国立大学法人で評価結果がどのように生かされているかについて御説明いただければと思います。

○五十嵐主査 文科省、お願いします。

○田井企画官 ありがとうございます。

国立大学法人の評価結果につきましては、その概要を公表させていただいておりまして、そういった意味で、社会への説明責任という形で活用させていただいております。また、今は第4期中期目標期間中でございますけれども、その国立大学法人の運営費交付金の中で、第3期の評価結果を今期の算定等に反映させる形で活用させていただいているところでございます。

○宝野委員 どうもありがとうございました。

○五十嵐主査 ありがとうございます。よく分かりました。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

藤川委員。

○藤川委員 国立大学法人のほうで、業務実績の評価、右側の図のほうですけれども、4年目と6年目の終了時に評価委員会の評価を行うと書いてあって、6年間の目標と計画を立てて、各法人の自己点検・評価、これは毎年行って、それを蓄積して4年目と6年目を評価委員会で評価してもらおうという考え方になるのでしょうか。

○田井企画官 ありがとうございます。

国立大学法人については、従前は毎年度年度評価というものを各法人で実施をしておりましたけれども、現在の第4期中期目標期間からは年度評価は制度からなくなりまして、この4年目終了時と6年目終了時の評価に向けて大学としても評価作業をしていただくという形で実施をしております。

○藤川委員 そして、4年目にやるというところは、次の中期目標に資するものを考え始めるに当たり、4年目あたりで1回締めてみるという感じになるのでしょうか。

○田井企画官 ありがとうございます。

こちらにつきましては、基本的な趣旨は独立行政法人と同様なのですけれども、中間的な進捗状況を確認するという趣旨と考えているところでございます。

○藤川委員 では、必ずしも次の目標のための下準備ということではないのですね。中間評価という位置づけと考えるということですね。

○田井企画官 そういった趣旨もあり、また、中間的な段階を評価するものと考えております。

○藤川委員 分かりました。毎年やるというのはなかなか大変な中で、参考になると思います。ありがとうございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

ほかに御質問のある方はおりますでしょうか。

どうぞ、大久保先生。

○大久保第一部副部長 どうも御説明ありがとうございます。

評価委員会もそうなのですけれども、監事につきまして、国立大学の場合には大臣任命、私立大学の場合には独自に私大が自分で任命をする構造になっておりますが、国立大学の場合の監事を大臣任命にしている趣旨、この後、OISTの話もあるので、OISTは認可になっているのですけれども、その違いの根拠、なぜかという理由について御説明いただけますか。

○田井企画官 ありがとうございます。

先ほどの御説明の中でも、国立大学については広義の独立行政法人ということで、基本的には独立行政法人の仕組みを取り入れておりまして、独立行政法人におきましても、監事の任命は所管する大臣が実施をしているというつくりになってございますので、その型を国立大学法人にも取り入れているというものでございます。一方で、OISTは、後で御説明があるかと思うのですけれども、学校法人の仕組みを使っておりますので、そういった意味で制度的には異なっているということになるかと思えます。

○大久保第一部副部長 評価委員会についても同様の趣旨で独法に準じているということかと理解いたしました。前日も大変丁寧にヒアリングをしていただきましたように、独法の場合には国の業務の執行機関であるということによって、内部あるいは外部からその統制を取る必要があるという理由で監事、それから、評価委員会を大臣任命とし、国にぶら下げる仕組みとしているということでした。日学の場合には国の業務や政策の執行機関ではなく、全く性格が異なりますので、監事を大臣任命としたり、あるいは評価委員会を国にぶら下げる理由はないのではないかと考えますし、懇談会の中間報告にも大臣任命あるいは所轄大臣の下に評価委員会をぶら下げるということは全く書かれておりませんので、この有識者懇談会、その下に置かれているワーキング・グループにおきまして、十分に議論をしていただきまして、現在、日学で行っている外部評価を大臣の下にぶら下げることで独立性を高めることになるのかどうかという観点から、十分に御検討いただきたいと思います。

以上、意見です。

○五十嵐主査 今のは文科省に対する御質問ではないですね。意見ですね。分かりました。ありがとうございます。

ほかに御質問はございますでしょうか。

どうぞ、笹川室長。

○笹川室長 先生方からの質問が一応尽きたので、2つ、3つ質問させていた

だきます。

これは私学、国立、両方ある意味で同じ問いなのですけれども、評議会や経営協議会がございます。この組織の位置づけというか、その性格なのですけれども、さっき私学はどっちかというといろいろな人のステークホルダーの意見を聞くというお話がありました。そういう声を集める機関なのか、アドバイスするような機関なのか、あるいはチェック機関なのか、簡単に言えない部分もあるかもしれませんが、その辺りの位置づけを教えていただけると、頭の整理がしやすいかと思いました。それが1点目です。

全部で3つなのですけれども、2点目は、毎年国から何らかの形で交付金なり補助金なりそれぞれ行っていると思うのですけれども、ここまでの話だと、毎年の評価あるいはそれに準じたチェックなり確認の仕組みが、毎年の国からの交付金なり補助金の額に直接必ずしも反映しないように聞こえますが、そういう仕組みだと思ってよろしいのか。国立大学の中期的な評価が最終的に一部反映という話は伺いましたけれども、毎年のほうがどうなのか。これが大きく2点目です。

3点目は、ある意味、ここまででかなりクリアになったのですが、国立大学と私立大学で業務的にはそんなに違ったことをやっているわけではない。研究なり、教育なりやられていると思いますけれども、こういう組織図的に見ると、かなり大臣なり国の関与の有無は違ってきています。そうすると、ここは現時点での業務の違いというよりは、経緯的なものによっている部分が多いのか。これも一概に言えないのかもしれませんが、教えていただきたいと思います。特に最後の点、両方の間に落ちるような役人が嫌がりそうな問いで恐縮なのですけれども、よろしく願いいたします。

○五十嵐主査 分かりました。

3点質問がありますけれども、順番はどこからでも構いませんので、よろしく願いします。

○片見課長補佐 先に学校法人のほうからですけれども、評議員会の位置づけでございます。基本的には評議員会は諮問機関という位置づけではあるのですけれども、今回の法改正では大分チェックするという機能が追加されているかとは思っております。ほかの公益法人制度でもこの評議員会の機能が大分ガバナンス的な観点で強化されてきておまして、そういう意味でも、学校法人においても諮問だけではなくプラスアルファで少しチェックするという機能も今回職務として備わったというような整理かと思えます。

また、学校法人には私学助成という助成金が出ておりますけれども、そもそも学校法人の法人としての評価の仕組みが基本ありませんので、私学助成は基本は学生の数とか、教職員の数とか、そういうものを基に算定され、ざくっと言

ってしまいますけれども、プラス自らの特色を活かした取組などをした場合には重点的に支援したりとか、定員充足率が低かったりするとマイナスされたりとか、そのような観点で計上、はじき出されているものでございます。

まさにおっしゃるとおり、それぞれの法人の運営の形や組織の形が違うところでは、経緯だったり、冒頭に申しましたけれども、私学は私人が財産をなげうって、プラス我が国で私立のいろいろ特色ある様々な学校が生まれて、建学の精神と言っていますけれども、それが我が国の教育にいい影響を与えているというのは、まさに私学の自主性を重んじて、その下でそれぞれの学校法人、学校が創意工夫を果たしていただいているということがございまして、私立学校についてはその自主性を一番重んじる仕組みになっているということかと思えます。

○田井企画官 続きます、国立大学法人のほうですけれども、まず、会議の位置づけといたしましては、国立大学法人の場合、役員会、経営協議会、教育研究評議会という主に3つの会議がありますけれども、役員会については、基本的に執行部である学長、理事での会議ということで、学長の経営判断を支えていくという趣旨の会議でございます。経営協議会、教育研究評議会は、学長の諮問機関という位置づけでございまして、経営協議会は経営に関する事項、教育研究評議会は教育研究に関する事項について審議するというものでございます。チェック機関として位置づけられますのは、この学長選考・監察会議というところでございまして、こちらについては、学長の選考また解任の申出を行うというところで、こちらがチェック機関として機能するものかと考えております。

また、毎年予算にどのようにチェックを反映させているのかというところでございますが、国立大学法人の運営費交付金につきましては、大学の教育研究を実施するための基盤的な部分や大学のミッションの実現を支援する部分など、様々な要素で構成はされているのですけれども、その中に共通の評価指標に基づいて、基本的には論文数等の数値的なものなのですけれども、運営費交付金の一部を配分する仕組みがございまして、何か評価して配分している部分を毎年度やっている部分というのは、そういった部分でございまして。

業務の違いというのは、先ほども私学行政課から申し上げたとおりだと思っておりますけれども、基本的に国立大学についてはもともと国の機関であって、この法律上の目的にもございますように、「教育研究に対する国民の要請にこたえる」ですとか、「我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る」といった目的に基づいて運営されている法人であるということが、組織運営の在り方の違いに反映されているのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○笹川室長 どうもありがとうございました。

○五十嵐主査 よろしいですか。

では、佐々木委員、最後に。

○佐々木委員 手短に確認させていただきたいと思いますが、私は大学人なので、国立大学のほうはよく分かるのですけれども、今回学校法人の話をお聞かせいただきました。ありがとうございました。

学校法人の話ですごくよく分かったのは、要は、寄附行為でつくられたとか、まさに私財を投げ打って作られたというところがもともとの経緯だったということで、なるほど、それで制度が違うのだというのがよく分かりました。素人的な考え方でいきますと、これは政府の中でどういう整理をされているか教えていただきたいのですが、公的な資金をメインで使っているところは国がある程度税金を使っているのできっちりチェックするということですし、逆に、私財をなげうっているわけですから、民間資金中心ですから、それはある程度民間に実質的に運営を任せるといような大きな整理でこのような法体系がつくられたという理解でよろしいのですか。そもそも論なのですが、そういうことかと理解したのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○片見課長補佐 大まかに言えばそうかと思います。ですから、国としての関与は少なくしつつ、一方、法人制度としていろいろな仕組みを設けることによって、その適正な運営を担保する仕組みにしているということになります。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

原田委員、手短に。

○原田委員 主査にぜひお願いしたいのですが、また大久保先生にもお願いしたいのですが、意見をおっしゃると、そこに対して私はどうしても独法の制度の専門家のもりですので、コメントしたくなるのですが、そこをスルーされてしまうと困るので、意見をおっしゃるのをなしにさせていただいて、まず、お話だけ、各ヒアリングの話だけを聞かせていただきたい。先ほどの独法の話ですと、行政機能を切り出したのが独法だと言いますが、それはやや不正確で、例えば厚生年金病院を独法化しているという組織もあって、1円も公金が入っていないものもあるのでというコメントをしたくなるのです。ですから、ぜひ話だけ伺う形にさせていただきたいと思います。お願いいたします。

○五十嵐主査 話だけ伺い、質問に関してはあるけれども、意見はなしということですね。

どうぞ、笹川室長。

○笹川室長 確かにこのヒアリングの趣旨はそういうことだと思いますので、

文科省さんや次の内閣府さんに対しては基本的に質疑ということで、意見交換はその後と。

○五十嵐主査 原田先生、よく分かりました。そうさせてもらいます。

どうも文部科学省さん、ありがとうございました。

それでは、文部科学省様におかれましては、御退席をお願いいたします。本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。

(文部科学省高等教育局退室)

(内閣府沖縄振興局入室)

○五十嵐主査 続きまして、議題3といたしまして、沖縄科学技術大学院大学学園、通称OISTについて、内閣府沖縄振興局よりヒアリングを行います。

それでは、御説明をお願いいたします。

○田村室長 ありがとうございます。

今日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。ワーキング・グループの議論に資するようということで、沖縄科学技術大学院大学、OISTの運営等につきまして、実態の部分も含めて簡単に御説明を申し上げたいと思います。

1枚資料をおめくりいただきまして、まずはOISTの概要についての御紹介でございます。1.にございますけれども、OISTは、沖縄におきまして、世界最高水準の教育研究を行うことを目的にしております、これによって2つ、すなわち、一つは沖縄の振興と自立的な発展、もう一つは、世界の科学技術の発展に寄与するというのを目的に置かれております。

特色のところがございますけれども、学校法人の沖縄科学技術大学院大学学園ということでございまして、国立ではございまして、あくまで私立の大学ということでございます。他方で、沖縄振興というミッションを負っておりますので、その観点から、国はその経費の2分の1を超えて補助することができるという立てつけになってございます。特色のところは2つ大きなキーワードとしてございますが、学際性と国際性を特徴にしております、学部の壁のない組織でございますし、また、教員の6割、学生の8割が外国人ということで、非常に国際性に富んだ機関ということでございます。

平成24年・2012年に開学をいたしまして、今、10年余りが経過したところでございます。資料には記載がございませんけれども、先ほど申し上げました世界最高水準の教育研究を行うということが主眼でございまして、こういったことを実現するために、この後に御説明申し上げますが、理事会にノーベル賞受賞者でございますとか、そういった方にも参画いただいて運営がなされているところが特徴でございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、開学10年余り経ちましたけれども、これまでの成果ということで簡単に御紹介を申し上げます。重要な科学論文割合ランキングでいきますと、国内でトップ、世界で9位という評価をいただいておりますし、2022年にはOISTの教授がノーベル賞を受賞しております。また、こういった優れた教育研究の成果を社会に還元する観点から、近年ではスタートアップ支援などにも積極的に取り組んでいる大学でございます。

こうしたOISTの取組を進めるに当たりましての裏づけとなる予算の状況をまず御説明申し上げたいと思います。1枚おめくりいただければと思います。今、御覧いただいておりますグラフ、棒グラフが予算の推移でございます、ここ数年は年間210～220億円程度を沖縄振興予算から補助をしているところでございます。また、OISTの規模を示す指標の一つとして使っておりますPIといたしまして、プリンシパル・インベスティゲーター、研究室のユニットの主宰者でございますが、この数を通常OISTの規模を見る際の指標として使っております、それが折れ線グラフで記載をしております。着実に成長を続けておりまして、今は96人程度ということで、今のところ、数年のうちに100人に達する見込みということで、順調に規模を拡大しつつございます。

他方で、国からこういった巨額の予算で補助をしておりますけれども、OISTの規模の拡大を踏まえますと、必ずしもこれだけでは十分ではないというところはございますし、また、国費にあまりにも依存している体質ということであると、大学の自立した運営という点からは課題があると私どもは考えているところでございます。

そうしたこともございまして、次のスライドでございますけれども、私ども内閣府は、OISTに対して、(資料の)上のところ、箱に記載がございまして、**「OIST自らも、必要な資金の20%程度に当たる外部資金の調達を目指すべき」**ということで、いわゆる20%の目標を掲げまして、この部分はOISTは自分でしっかり確保してください、調達してくださいということをお願いしているところでございます。今の実績が下のグラフでございます。棒グラフが金額で、折れ線グラフがその割合でございますけれども、今、折れ線グラフの赤で行きますと、直近(R5年度見込み)で30%程度まで拡大をしてきております。ただ、この赤で示しているグラフの部分につきましては、近年のPCR検査の受託でございますとか、ハード系の施設補助の関係なども含んでおりまして、経年変化で見るとはかなり増減がございまして、そういったものを除いた折れ線グラフがこの点々で描いております紫の部分でございます、少しそういった意味では(これを除いた)手堅い数字として見た場合でも、今、12.3%程度まで自己資金の割合を拡大させてきている状況でございます。ここ数年は2～3%ずつ伸ばしておりますので、私どもとしてはこの20%目標、数年のうちに達成すること

ができるのではないかと考えているところでございます。

正直に申し上げますと、かつては教員の皆さんからすると、自分は研究のために来たので、こういった補助事業などの申請に時間を使うのは困るというような声が全くなかったわけではございません。ただ、私ども内閣府としても、これはOISTの自立のためには必要なことだと申し上げておりますし、補助事業の申請に当たりまして、今まで接点のなかった分野の異なる先生方といろいろな横で議論を交わす、それによって新しい学際的な研究が進むのではないかと考えておりまして、そういったことを丁寧に説明していく中で、教員の皆様も今は非常に前向きに理解をしていただいて、こういった自己資金、外部資金の調達というものに積極的に取り組んでいただいている状況でございます。

それでは、OISTの仕組み、組織の前提等につきまして、次のスライドでございます。私どもの御説明の前に国立大学と私立大学の制度の御説明がございましたので、ここでは簡単に御説明申し上げますが、先ほど申し上げましたとおり、OISTは私立学校でございます。ただ、OISTは私立学校であると同時に、世界最高水準の大学院大学を実現する、そのために組織あるいは運営に関して特別な規定を置く必要がございましたので、特則として学園法、OIST法(沖縄科学技術大学院大学学園法)という法律を別途設けまして、それに基づいて運営を組み立ててございます。

OISTの運営体制が次のスライドでございます。OISTのこの組織でございますけれども、大きく分けて3つございまして、この箱の中にございます理事会、監事、評議員会という3つが組織の機関でございまして、日常の業務運営につきましては、理事会から学長に委任をされて、日々のものについては基本的に学長の判断で進めていただいているという形態になってございます。

この運営体制の特徴でございますけれども、私立大学ということもございまして、大学の自主性でございますとか、運営の柔軟性、こういったものを尊重しつつ、執行機関である理事長・学長と、監督機関であるボード、こういったものを厳格に分離するという米国型の大学のガバナンスの特徴でございますが、こういった形態を取っているのが特徴でございます。

その理事会でございましてけれども、我が国の学校法人制度は一般的には執行責任を負っている理事長や業務執行を担う理事が、理事会での意思決定、こういったものにおいても中心的な役割を担うことが多いと伺っておりまして、そういった意味では、従来型の日本の理事会はどちらかというと業務の決定機関、マネジメントボード的な性格が強いとされてきてございます。他方で、米国での大学の理事会は、モニタリングボードというチェック機関という性格が強うございまして、OISTでもこの後者の考え方を採っておりまして、今、このBOGの箱のところに理事長・学長と、理事会の議長はノットイコールと記載してござ

いますが、その2つを完全に分離をすると、そういう形でやっているところがございます。

また、BOGの運営でございますけれども、外部の理事が少数派ということでありますと、意思決定の主体は内部の理事が中心ということになってしまいますけれども、外部理事を過半数にすることによって意思決定の主体を外部の人間、すなわち外部理事といたしまして、モニタリングボードとしての位置づけを確実なものにしようということで、このBOGの箱の2行目にもございますように、理事会の過半数は学外者、外部理事としているところでございます。実態といたしまして、現在、理事が17名おりますけれども、常勤、すなわち内部の理事が2名、他方、非常勤、すなわち外部の理事が15名ということで、実態としても圧倒的に外部の理事が多いという運営になってございます。

申し上げましたような2つの特徴、こういったものを運営の柱にしているわけでございますけれども、そもそもこういう形にした趣旨といたしましては、海外の著名な科学者の皆様に、理事としてOISTの運営に当たっていただいて、世界の科学技術の動向をOISTの教育研究にしっかり反映していく、このようなことを進めていくために、理事会の独立性や監督機能、こういったものを強化して、大学の運営面における国際的な共通性を確保する必要があると判断をいたしまして、今、申し上げたような仕組みにしているところでございます。

ちなみに、一般的に、理事会は英語でボード・オブ・ディレクターズと訳されるところでございますけれども、このディレクターズという訳はどうしても理事長の部下という語感が強うございます。しかし、OISTの場合は、先ほど申し上げましたように、監督機関、言わば理事長の上司に当たる存在でございますので、あえてガバナーという言葉当てまして、ボード・オブ・ガバナーズ、BOGと呼称しているところでございます。このBOGという呼称一つ取っても、OISTの理事会の特徴が見てとれるのではないかと考えてございます。

続きまして、監事でございます。監事は、監事の箱に記載がございますとおり、学校法人の業務・財産状況、理事の職務執行の状況を監査する役割でございます。具体的に申し上げますと、直近の令和4年の監査におきましては、教育研究でありますとか、ガバナンス、透明性や効率性、財務に関する事項、また、沖縄の自立的発展への貢献、キャンパス整備や大学コミュニティー、安全確保や環境、その他必要と認める事項を監査いたしまして、その翌年の5月のBOGに監査報告を報告する流れになってございます。

また、下のほうにございますBOC、評議員会でございますけれども、こちらにつきましては、BOCの箱に記載しておりますとおり、意見申述・諮問への応答ということで、言わば御意見番という存在になってございまして、現在38名の評議員の方に入っていただいているところでございます。

こうした学園の運営体制について、私ども内閣府がどのように関与しているのかというところでございますけれども、今、御覧いただいている資料の右上に「内閣総理大臣」と記載がございまして、幾つか矢印が伸びているかと思えます。基本的な考えとしては、私立学校の自主性を尊重する観点から、国の関与は最小限にとどめるべきということで、私ども内閣府の権限はかなり限定的なものとなっております。他方、冒頭申し上げましたとおり、運営の2分の1を超えて補助することができるということで、かなり国費の補助を受けている存在でもございますので、当然ながら透明性や効率性の観点も重要だと考えてございます。

こういった考えに基づきまして、幾つか国の関与しているものがございまして、主なものとしたしまして、まず、人事、人の関係でございまして、それぞれの機関の選任に関してでございますが、まず、学長や理事長をはじめBOG、BOC、こういったメンバーの選任には、私どもは一切関与しておりません。他方で、監事につきましては、私どもの前の説明でも少し議論があったように伺っておりますけれども、OISTは沖縄の自立的発展という政策目的があることもございまして、また、国の補助を受けているといったことを踏まえまして、業務運営や財務について高い透明性と説明責任が求められていると。そういったことを踏まえまして、監事の選任に当たりましては、内閣総理大臣の認可事項としているところでございます。逆に言いますと、人事についての内閣府の関与は、監事の認可しかないというところでございます。

もう一つでございますが、毎年、OISTにおきましては、事業計画を策定することを求めてございます。これは、OISTは設立のときの財産的基礎を国が拠出をしておりますし、毎年の業務につきましても、まさにその経費について国が補助を行っているということもございまして、OISTが確実に適正な業務運営を行うことができるように、毎年度、事業計画を作成することを法律上求めてございます。そして、これにつきまして、内閣総理大臣が認可をするという形を採ってございます。

この事業計画でございまして、内容につきましては、内閣府令で定められているところでございまして、具体的には教育研究に関する事項でございまして、業務運営に関する適切性や透明性、効率化、財政基盤の強化に関すること、その他学園の業務に関する事項ということで、ある程度柱を決めておりまして、それに基づいてOISTが計画をつくるということになってございます。

この事業計画の認可の流れでございまして、今、申し上げましたこの柱に沿ってOISTで案を作成いたしまして、内閣府に申請いただきます。その上で、内閣府(内閣総理大臣)が財務省(財務大臣)に協議を行いまして、その協議を経た上で事業計画を認可する、このような流れを採っているところでございます。

今、申し上げました運営体制のそれぞれの機関の詳細につきましては、次のページに一覧で整理してございます。時間の都合もございますので、説明は省略いたしますけれども、選任方法や定数、また、任期などを整理してございますので、参考にしていただければと思います。

さらに1枚おめくりいただきまして、OISTの評価等というところでございます。ここで私は「評価等」という言葉を用いてございますけれども、大前提といたしまして、個別の研究成果、研究内容の評価、こういったものにつきましては、当然ながら大学や研究機関においてそれぞれの分野の専門家の先生が行うことが基本でございまして、OISTについても同様でございます。したがって、研究内容そのものについて私どもが評価をするとか、そういったことはございません。他方で、OISTは先ほど来、申し上げておりますとおり、国費から補助を受けている存在でございますので、補助金の適正な執行という観点から、補助事業全体としての実績を適切に評価するというのが基本的な考えでございます。また、こうしたことを行うに当たりまして、当然国費が入ってございますので、高い透明性でございまして、国民に対する説明責任、こういったことを果たすことも重要でございまして、今、「評価等」と記載しておりますが、この「等」の部分は情報の公表や情報の公開、そういったことを含めて、このように記載させていただいたところでございます。

今、御覧いただいております資料、簡単に御説明申し上げますと、一番左のところでございますけれども、大学に対しては認証評価機関による評価を受けてございまして、これが外部の認証機関による評価でございます。これは通常の私立大学と全く同じスキームでございまして、この認証評価につきましては、評価機関が定めた基準に適合しているかどうかにつきまして、評価を行ってございます。この評価基準というのは、例えば、使命・目的でございまして、学生、教育課程とか、内部の質保証、経営・管理と財務といった項目が定められてございます。

また、OIST自身による評価といたしまして、先ほど御紹介申し上げました事業計画がございまして、これのフォローアップと申しますか、いわゆる達成状況でございまして、こういったものについて、OISTが自分で評価を行って、学園の基本情報と併せまして、そこに記載がございまして事業報告書として国民に対して公表しているところでございます。

また、内閣府はOISTに対して補助を行っている存在でございますので、私も内閣府自身、事業の実施主体という性質を持ってございます。したがって、私ども内閣府の側におきまして、政策評価や行政事業レビューといった形で我々も評価を受けて、国民に対して情報を提供し、その判断を仰いでいるところでございます。

あと、前回、第2回のワーキングでしたでしょうか。総務省さんから御紹介がございました役員の給与・退職手当の報告、公表等につきましても、OISTは対象になってございますので、こういった形で国民に対する説明責任を果たしているところでございます。

資料の真ん中に、学園の今後の諸課題に関する検討会というものがございます。これは学園法の附則に、5年後見直しの条項がございます。見直しの主体は当然内閣府が行っていくわけですが、我々がそういったことを行うに当たりまして、専門的知見から御助言をいただく有識者会議でございまして、この議論を行うに当たりまして、OISTの取組状況などを把握したりということをしてございます。

資料には記載してございませんが、学園法には情報の公開の徹底というものが条文上も明記をされてございますので、これは確認的な規定ではございますけれども、国民に対する情報公開や情報の提供といったものにも取り組んでいるところでございます。

まとめとなりますが、これまで御説明申し上げましたとおり、OISTは私立学校という位置づけであると同時に、国から高率の補助を受けておりますものですから、自立性や自主性、こういったものと、他方で、高い透明性や国民に対する説明責任、あるいは業務の効率性、こういったものを併せて求められる存在であるということでございます。こういった仕組みがそのままどこかに適用できるということではないかもしれませんが、今後のワーキング・グループでの議論に当たりまして、参考にさせていただければと思っております。

資料の説明は以上でございます。ありがとうございます。

○五十嵐主査 丁寧な御説明をありがとうございます。

それでは、ただいまの沖縄振興局からの御説明に対して御質問のある方はおりますでしょうか。

どうぞ、日比谷先生。

○日比谷副会長 御説明ありがとうございます。

現在、国から2分の1を超えて補助することが可能という御説明がございました。一方、外部資金がそろそろ20%の目標は達成できると。これだけすばらしい方々がそろっていますので、どんどん外部資金が入ってくることも想定されるかと思うのですが、将来的にある程度独自の財源で自立とまではいかなくても運営できていくとなった場合に、2分の1を超えてというところが例えば4分の1になるとか、やがて本当に自立するのだったら補助金は支給しないとか、そういうことも今のOISTは想定されているのでしょうか。

○田村室長 御質問ありがとうございます。

仮定の御質問でございますので、まさにそれは今後の5年後見直しの中で議

論していく課題かと考えてございますので、今、何か方針が決まっているということではございません。ただ、OISTが自主性、自立性を発揮してさらに研究を高めていく上においては、当然この自己資金の調達をさらに拡大させていく、これはもう必要なことだと思っておりますし、OIST自身もそのような認識で積極的に取り組んでいただいているところでございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

ほかに御質問はございますでしょうか。

宝野委員、どうぞ。

○宝野委員 OISTは非常に革新的な取組をやっておられて、私たちも非常に興味を持って見させていただいていました。PIの人数についてお尋ねします。PIの数が増えてきていて、現在96名ですね。これについては、例えば定員の様なものがあるのか、あるいは今後このまま増え続けるのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○田村室長 御質問ありがとうございます。

現在の方針でございますけれども、令和8年までにPI100人を目指すことを一つの目標に置いてございます。内閣府の方針として、令和8年に100人、その後も緩やかに成長というところが、今、私どもとOISTの中で共有している目標ということでございます。

○五十嵐主査 宝野委員、どうぞ。

○宝野委員 例えば令和8年頃に外部資金が非常に増えてきたからもっと増やそうとか、そういったことも可能になるのでしょうか。

○田村室長 まずは100人を目指すというところが一つだと考えておりました、その後につきましては、まさにOISTの中で、自分たちがOISTの規模をどういうところにゴールを持っていくのかということ次第かと思っております。昨年、ちょうど1年前ですが、OISTの学長が交代いたしまして、今後の長期的な在り方をOISTの中で議論されていると伺っております、OISTのゴール、PIの規模をどこに置くのか、今、まさに検討しているところでございまして、そういったところを踏まえて、毎年度の予算措置の中で内閣府としてもそれに対する補助をどういう形で行っていくか、それぞれの年度で議論して対応していくことになろうかと思えます。

○宝野委員 ありがとうございます。

○五十嵐主査 ほかによろしいでしょうか。

どうぞ、大久保先生。

○大久保第一部副部長 スライド5ページの外部資金比率のところなのですが、青は科研費ですので、これは公的な競争資金ということだと思えます。このオレンジ部分は公的な競争の部分がどの程度あるのでしょうか。

○田村室長 オレンジのところは、共同研究や受託研究でございますので、例えば企業さんとの共同研究とか、そういったもので構成しているところでございます。

○大久保第一部副部長 そうすると、推進費とかそういうものは全然入っていない。

○田村室長 このオレンジの中にですか。

○大久保第一部副部長 はい。

○田村室長 基本的には企業さんとの共同研究と受託研究がこの部分ということになっております。

○大久保第一部副部長 なるほど。

灰色の寄附金はどれぐらいあるのでしょうか。

○田村室長 寄附金のところ、グラフで見ますと見づらくなってございますが、金額で申し上げますと、令和5年度(見込み)は、金額で申し上げますと2,700万円、令和4年度でも2,400万円ということで、割合、金額ともにまだ少ないというのが実態でございます。ただ、OISTにおきましては、こういう寄附につきましても、より拡大していくために、例えば民間から寄附を募る担当者を置いたり、あるいはネーミングライツですね。一定寄附していただくとOISTのキャンパスの椅子に名前が刻まれるとか、こういったこともやってございまして、実はネーミングライツ自体はまだ始めたばかりでございますので、それほど実績はございませんけれども、実際、キャンパスに行ってみますと、何か所かにはお名前が入った刻銘板が掲げられ始めたところがございます。これをいかにしっかり拡大していくか、かつ安定させていくかが大事だと思っております。そこは今、OISTともよく議論をしているところでございます。

○大久保第一部副部長 ありがとうございます。

○五十嵐主査 藤川委員、どうぞ。

○藤川委員 大変参考になりました。オリジナリティーというか、ユニークな組織だと思いました。

7ページを中心にお聞きしたいのですけれども、非常に大事なものは、内閣府の権限というか、そういう点で、監事の選任、認可というものが非常に特徴的だということだったのですが、その中で、理事会から監事のほうに「選任（理事長）」と書いてあるこの矢印の意味がよく分からなかったのが1点。

それから、今、お話として触れられたのですけれども、非常にユニークな試みをいろいろしておられるということで、左の下のあたりの事務局長や戦略的なことを考えるなど事務的な組織、総務的な組織というか、戦略的な組織、その辺に何か特徴的なこと、取組等があれば教えていただきたいと思いました。お願いします。

○田村室長 ありがとうございます。

1点目、監事の選任の部分でございますけれども、監事の選任につきましては、評議員会の同意を得て理事長が選任するという立てつけでございます。実際に辞令も理事長名で出てくる形ということでございまして、そういった意味でこの矢印を記載させていただきました。

また、事務方の話がございました。事務方でございますけれども、特徴といたしまして、OISTの公用語は実は英語でございまして、国際性を主にしている大学でございますので、職員、いわゆる事務方につきましても、全員ビジネスレベルの英語が前提になっているということで、そこは特徴的なところかと思っております。

○藤川委員 そうすると、先ほど評議員会の同意を得てという話があって、私学法の改正でいろいろ評議員会に監事の選任のあたりが移るわけですが、その影響はOISTの場合はあるのですか。

○田村室長 おっしゃるとおり、令和7年から改正私学法が施行されまして、体制が変わってくるところでございます。ただ、先ほど御紹介申し上げました例えば執行と監督の分離ですとか、そういった部分、基本的な考え方が変わるということにはございません。他方で、BOCなどにつきましても、権限は確かに強化をされまして、これはほかの私学校一般の話と同じで、例えば監事の調査義務でございますとか、理事の違反行為の差し止めの訴えができるとか、そういった形で、監事や評議員会の権限が強化される予定にはなっております。

○藤川委員 ありがとうございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

小幡委員、手が挙がっています。どうぞ。

○小幡委員 ありがとうございます。

時間もないので一言だけ伺いたいたいののですが、このOISTは沖縄振興というとてもしっかりした理念の中で、まさに科学技術の発展にも寄与しているすばらしい組織だと思って拝聴しました。

1点伺いたいたいののは「教員91名を含め、計660名が研究に従事」と資料にございますが、これはどういう任用形態なのかを伺いたいたい。教員91名のほかは研究のみに従事するということですか。任期制なのか、その辺りを伺えればと思います。

○田村室長 ありがとうございます。

説明が舌足らずで大変恐縮でございました。教員91名と言っておりますのは、先ほど御紹介いたしましたPIの数でございまして、まさに研究室の主宰者、責任者、ユニットの責任者でございます。イメージ的にはユニットリーダーといえますか、班長さんというか、そういった存在でございまして、実際の研究はこ

のユニットの中に研究員が複数おりました、そのPIと研究員がチームとなって研究を進めていくという構成になってございます。

教員の採用につきましては、かなり厳格な仕組みを取ってございまして、国際公募を行いまして、たしかテニュアの場合は紹介状が8通要るとか、そういった審査を経て任用される形でございます。基本的には5年程度の任期付で採用しております。この5年というのは、OISTの場合は5年間はしっかりと身分を保障して、かつ研究費をこの間はしっかり保証するというハイトラスト・ファンドという仕組みを採ってございまして、要は、毎年度その業績をチェックしていくのではなくて、5年間安定して研究費を保証すると。他方で、その出口の評価におきましては、外部の人間の目を入れてかなり厳格な審査を行ってございまして、この審査で通らないと次の研究費が保証されない形になってございます。そういった意味では、基本的には任期付で採用されている方々と御理解いただいて結構でございます。

○小幡委員 ありがとうございます。

○五十嵐主査 どうぞ、笹川室長。

○笹川室長 独立性などと国費云々とうまくバランスを取られてやられているのだとよく分かりました。

2点、確認、質問がございます。

外部の理事が過半というかほとんどという御説明でした。この点について、運営の独立性など外部の介入ではないですけれども、緊張関係、そういった何か議論あるいは懸念があるのかが1点目。

似たような話ですけれども、外部資金も頑張って増やされています。ここも例えば共同研究などをやる中で、企業からのひもつきになってしまうとか、独立性などとの関係とか、そういった懸念についての議論あるいは工夫をされているのか。抽象的で申し訳ないですけれども、お願いします。

○田村室長 御質問ありがとうございます。

1点目、確かに立てつけとしては過半数となっており、先ほども御紹介いたしましたとおり、現状でも外部理事がほとんどということで、逆に実務に精通した内部の人間が非常に少ない、今、2名という状態でございます。この数だけ聞きますと、逆に中のことを分かっていない人がいるのではないかという話は確かにあるかもしれませんが、実態上、理事会にはこの理事以外にもいわゆるオブザーバー的に大学のファカルティーでありますとか、事務方の幹部も出席をいたしまして、かなり自由闊達に議論をしております。そういった意味では、そういった職員は、理事としての議決権は当然ございませんけれども、理事会における議論におきましては、理事と、理事以外がかなり対等な立場で報告もいたしますし、一緒になって議論もいたしますので、そういった形で、(実務

に通じた内部理事の)数は確かに少のうございますが、理事会が実態とかけ離れた運営になっているということではないかと思っております。

次に、外部資金が拡大して、特に企業との共同研究が増えてきておりますけれども、それによってひもつきといいますか、研究の自由度が失われるといった懸念があるかというお話でございましたけれども、実際に共同研究する際にはかなり丁寧に企業の側とマッチングをして話をしながらやっていきますし、私、先週もまさにある大手の企業さんと共同研究していらっしゃる研究者の方と話をし、同じような質問を実はぶつけてきたところなのですけれども、その先生は、そこはもう科学者としての矜持に基づいてやっていますとおっしゃっておられまして、まさに科学者として何が正しいかというところで自分は研究しているので、共同研究だから企業側に都合のいい研究結果を出すということは、自分はそのようなことはしていませんというお話をされておりました。恐らくOISTの先生方は、皆さん、そういった認識で取り組んでいただいているものだと理解をしております。

○笹川室長 ありがとうございます。

○五十嵐主査 永里委員、手短にお願いします。

○永里委員 PIが任期制であるならば、例えばの話ですけれども、5年たったからPIが消えていくということになるとすると、一緒に仕事をしている人たちはどうなるのですか。消えていくのですか。

○田村室長 御質問ありがとうございます。

PIも基本5年の任期でございますけれども、中にはテニユアトラックに入る方もいらっしゃるというのがまずございます。その上で、例えばPIが任期満了等に伴って年度の途中で切れる場合もございますし、先ほど申し上げたように、なかなか結果が出なくて研究室を続けられないケースも確かにございます。その場合、その下にいる研究者、研究員はどうするのかということでございますけれども、年度の途中でPIが欠員になった場合は、少なくともその年度末までは研究室は存続をして、研究結果をしっかりと取りまとめるという運営にしておりまして、そのための予算はこちらでも措置しているところでございます。したがって、PIが年度途中にいなくなったら突然全員首ということでは別にございませぬ。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

まだ御質問はあるかと思うのですけれども、時間が押していますので、沖縄振興局様におかれましては、非常に丁寧な説明をありがとうございました。

それでは、御退席をお願いいたします。

○田村室長 どうもありがとうございました。

(内閣府沖縄振興局退室)
(大学改革支援・学位授与機構入室)

○五十嵐主査 続きますして、議題4といたしまして、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構について、大学改革支援・学位授与機構よりヒアリングを行います。

それでは、御説明をお願いいたします。

○阿部管理部長 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構管理部長の阿部と申します。

私から、当機構の概要につきまして、お配りしております資料5「大学改革支援・学位授与機構の概要及び評価事業について」の資料に基づきまして説明させていただきます。

資料1ページでございます。沿革でございますが、平成3年7月に大学以外で学位を授与する機関として学位授与機構が設立し、平成12年4月に大学評価機関としての機能が加わった大学評価・学位授与機構となり、平成16年4月に独立行政法人化。一方、平成4年7月に設立しました国立学校財務センターは、平成16年4月の独立行政法人化の際に国立大学法人等の教育研究環境の整備・充実、財務・経営の改善を支援する国立大学財務・経営センターとなり、平成28年4月、この2つの法人が統合して、現在の大学改革支援・学位授与機構となりました。

続いて、目的ですが、こちらは機構法第3条で、資料にあるとおりの目的を掲げてございます。時間の関係で説明を省略させていただきます。

この目的を達成するため、2ページ、事業等で機構が行う事業を説明いたします。

1点目が評価事業で、大学等による教育研究活動等の質の向上を支援するため、大学等の第三者評価を実施するもので、詳しくは後ほど御説明させていただきます。

2点目、施設費貸付・交付事業で、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付等を行います。

3点目、学位授与事業で、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の学部・大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる学習者に対して、学位を授与します。

4点目、質保証連携で、高等教育機関や評価機関との連携により、大学等の情報や高等教育の質保証に関する情報等を収集・整理・提供するとともに、各機関と共同で質保証に関わる人材の能力向上のためのプログラム開発を行います。

5点目、調査研究で、機構の事業の基盤となる研究及び事業の検証に関する

調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表いたします。

6点目、助成事業で、国から交付される補助金により基金を設け、文部科学大臣が定める基本方針及び機構が定める実施方針に基づき、大学等に対して助成金を交付いたします。

予算でございますが、予算は施設費貸付・交付事業を行うための施設整備勘定、また、助成事業を行う助成業務等勘定、その他で一般勘定という形で計上してございます。

施設は、東京都小平市に本館、千代田区一ツ橋の学術総合センターに竹橋オフィスを設置しております。

3ページに参りまして、組織ですが、機構長はこの4月から服部泰直が就任し、役員はほかに理事2名、監事が非常勤2名であり、ほかは御覧のとおりとなっております。

続きまして、4ページの評価事業について、当機構研究開発部長の戸田山から説明させていただきます。

○戸田山部長 それでは、当機構の事業のうち、評価事業についてももう少し詳しく御説明したいと思います。

当機構の行っている評価事業ですが、大きく分けると、認証評価、国立大学教育研究評価の2つから成ります。順に説明いたします。

認証評価ですけれども、認証評価というのは、法的根拠はどこにあるかといいますと、学校教育法の第109条です。国公立大学、これには短期大学も含まれます。それから、高等専門学校、高専ですね。その教育研究、組織運営、施設設備の状況に関して、7年ごとに、文部科学大臣が認証した評価機関、これを認証評価機関といいます。それが実施する評価を受けることが、これらの大学等に義務づけられています。また、法科大学院につきましては、5年ごとに同様の認証評価を受けることになっております。ですから、社会では時々誤解があるかと思うのですけれども、認証評価というのはその大学を認証するのではなくて、文科省によって認証された評価機関が行う評価ということで、認証というのは我々が認証されているということです。

7年に1度ですので、その7年間のうちのいつ受けてもいいということで、基本的には毎年この認証評価は行っております。2005年度から始まりました。2005年度から7年間で最初の一巡が終わりました。これを第1サイクルといいます。現在は2019年度から始まっている第3サイクルがそろそろ終了するところに差しかかっています。

順序が前後しますけれども、この認証評価というのはどういう目的で行われるのかということ、今、認証評価は3種類あるわけですが、大学、高専、法科大学院ですね。基本的には同じですので、大学機関別認証評価を例に取ってお

話しさせていただきます。

一番の目的は、大学の教育研究活動に関する質の保証です。質を保証して、そして、大学の自ら行う改善に役立てて、同時に、大学の状況を広く国民に知らせる、その3つが目的となっています。

この認証評価が我が国に導入された背景は、1991年、大学設置基準の大綱化でございます。設置基準で細かく決めて大学の質を担保しようというやり方をやめて、設置基準は緩くして比較的自由に大学がつかれるようにした上で、個性を生かして大学に自由な競争をしていただく、それで発展していただく、その代わり、質の保証として何らかの評価を行うという、設置基準を緩めることの保証として評価が導入されています。

では、どうやってその質の保証を行うかといいますと、メインは大学が自ら行う自己点検・評価とそれに基づく改善活動です。大学が自ら行う自己点検・評価、改善をきちんとしているかどうかを第三者機関、我々機構のような認証評価機関が検証すると、こういう立てつけになっています。ですから、各大学の目的に即して大学自らが行う自己点検・評価に基づいて行うということがベースになっております。

したがって、認証評価のプロセスのところを御覧いただければ、このような感じで毎年進んでいきます。機構は、まず、翌年度認証評価を受審する大学に説明をいたします。研修会などを開きます。この間、前年度、多くの大学はそこで自ら点検するという作業をやっております。当該年度の6月末、大学から自ら行った自己点検・評価の結果を基に自己評価書というものを機構に提出していただきます。そして、この自己評価書を評価委員がチェックするという立てつけになっています。それが7月から翌年の2月までかかります。

機構において評価を行う主体は認証評価委員会という委員会で、機構の教員ももちろん加わりますが、外部からの有識者といいますか、ピアレビューという形で大学の教育、運営等に見識のある方々によって委員会を組織してやっております。まずは自己評価書を読み込んで書面調査を行い、それに引き続いて実際に大学を訪れて訪問調査、コロナ後は遠隔に一部なっております。訪問調査を行います。そして、認証評価委員会で評価結果案を取りまとめ、大学に通知して、大学から意見の申立てを受けて、それを受けて評価の結果を確定し、認証評価委員会が評価報告書というものを作成します。そして、評価報告書を社会に公表すると、こういう流れになっております。これまでで大体1年かかると御理解いただければと思います。

次のページに行かせていただいて、肝腎の評価基準ですけれども、評価基準は基本的には各認証評価機関が定めます。ただし、好きなように定めることはできない立てつけになっています。学校教育法の第110条第2項に規定する基準

を適用するに際して必要な細目を定める省令というすごく長い名前の省令がございまして、これはあまり長いので細目省令と呼んでいるのですが、細目省令の中で認証評価機関が認証評価機関であるためにどのような大学評価基準を持たねばならないかということが詳細に決められております。基本的には大学設置基準に適合していることプラス、この細目省令に定められている幾つかの項目について評価をしなければならないということが定められていて、それを基に各機関でちょっとアレンジしてという感じですか、評価基準を定めています。

当機構の評価基準は、一番大きなくくりですと、領域と申しますけれども、①から⑥の6つの基準群から成ります。例えば①は教育研究上の基本組織に関する基準ですが、これは3つの基準から成ります。そういう具合で、内部質保証に関する基準は5つとか、グループごとに基準を複数設けてあります。それぞれの基準について満たしているか満たしていないかが判定されるということになります。

次に、表がありますのは、これはそれぞれの年度に何個当機構の認証評価を受審したかということです。御覧になって分かるように、きれいにばらけていただくと大変ありがたいわけですが、そうはいかず、固まってしまう傾向にあります。特に国立大学が次に申し上げます国立大学教育研究評価を受審するのに合わせてこちらを受審しようという動きがありますので、固まってしまう傾向があります。

参考のところには、当機構以外の認証評価機関はどのようなものがあって、それぞれ大学や専門職大学院が何%そこで受審しているかというデータです。高専に関しましては、高専の認証評価を行っているのは当機構だけです。

以上が認証評価の御説明でした。

最後に、簡単に国立大学教育研究評価について御説明します。法的根拠は国立大学法人法第31条です。機構は、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における業務実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施しております。これは6年に1度行います。ですから、国立大学の法人評価の主体は、文部科学省内に置かれている国立大学法人評価委員会です。こちらが大学から提出された実績報告書を基に、管理・運営ですとか、そういった全てにわたって中期目標・中期計画がきちんと実施されたか、目標達成されたかということの評価なのですが、その中で教育と研究についてだけ我々の機構に評価を要請する形になっています。当機構では、国立大学教育研究評価委員会というものを組織しています。各分野の専門家から成る委員会ですが、そこでピアレビューを行って、教育研究に関する中期目標がどの程度達成されているのか、学部、研

究科別に教育研究の水準がどのくらい高いかを評価して、評価結果をまとめて、文部科学省に報告します。文部科学省の国立大学法人評価委員会は、それをそのまま使うのではなくて尊重するという言い方になっています。ですから、あくまでも最終的に評価するのは国立大学法人評価委員会という、そういう立付けになっております。

具体的には、4年目終了時評価、令和8年度に実施するものなのですが、この国立大学教育研究評価委員会の下に3つ会議を設置して評価を実施すると。一つは、達成状況判定会議、これは中期目標の達成状況の評価をします。それから、現況分析部会、これは人文社会などといった分野別に編成します。学部、研究科等の現況を分析します。そして、教育研究の水準がそれぞれの学部、研究科でどの程度であるかを分析します。もう一つは、各大学から出された代表的な研究業績を専門家の目から判定する。大学がこの業績は特に優れている、SSであるとか、Sであるとか、そのように申告してきます。それが本当に妥当な評価であるのかを専門家の見地から判定していただくということで、これはたくさんの方が必要で、科研費の小区分ごとに306あるわけですが、評価者をそれぞれ配置して、評価していただくということになっております。

以上で2つの認証評価と国立大学教育研究評価の御説明とします。ありがとうございました。

○五十嵐主査 丁寧な御説明をありがとうございました。

誠に申し訳ございません。会議の残り時間が少なくなってまいりましたので、この場でもしどうしてもという質問がありましたらお願いしたいのですが、そうでなければ、ただいまの大学改革支援・学位授与機構への質問に関しましては、後ほど紙で事務局に提出いただければ、後ほど事務局からお返しいたしますが、よろしいでしょうか。

どうも御説明ありがとうございました。

それでは、大学改革支援・学位授与機構の方々におかれましては、御退席をお願いいたします。本日はどうもありがとうございました

○阿部管理部長 ありがとうございました。

○五十嵐主査 後ほど質問させていただきます。

(大学改革支援・学位授与機構退室)

○五十嵐主査 その前の文部科学省や内閣府沖縄振興局からのヒアリングに関しまして、御質問等がございましたら、紙で事務局に提出をお願いいたします。それぞれのところに確認の上、追って事務局から回答させていただきたいと思っております。

それでは、最後の議題になりますが、本ワーキング・グループとは別の会員選考等ワーキング・グループにおいては、海外アカデミーに対するインタビューを予定しており、その質問項目として、会員選考に当たっての考え方などについて議論を行ったと伺っています。本ワーキング・グループにおいても、前回、組織・制度に関する内容で海外アカデミーに確認したいとの御意見がありましたので、事務局において海外アカデミーへの「確認事項（案）」を用意しています。

笹川室長より「確認事項（案）」について説明をお願いいたします。

○笹川室長 時間が押しているところ、簡単に申し上げます。資料6になります。

これは今、五十嵐主査から御紹介いただいたとおりの位置づけで、前回の懇談会で、この確認項目について先生方の御意見を伺う、それから、学術会議とも進め方を含めてよく調整するようにといったようなお話だったので、そのように取りまとめてきた現時点での案でございます。並行して、海外アカデミーへのアポ入れやインタビューの仕方などロジ的なものについても現在調整中です。

引き続き内容のブラッシュアップを図っていきたいと思っておりますので、お気づきの点、今日はもう時間がないので、メール等々でまたお知らせいただければと。恐らく次回もう一回最終的にお諮りすることになるかと思いますが、お気づきの点、お知らせいただければと思います。

内容については見たとおりののですが、一言ずつ簡単に言うと、1. ①はアカデミーの独立性、自律性と政府あるいはほかの団体との関係、②がアカデミー内部とマネジメントの関係、③が資金の拠出などを受ける政府や民間、外の団体との関係、説明責任といったことです。

次は、どちらかというところと選考のほうのメインになりますけれども、2. の最初のところは、定年制がないとか、定年年齢が非常に高い海外アカデミーで、会員構成の流動性などをどう確保しているか。次が、会員の資質が複数ある場合の優先順位とか、ある資質は一定の機能を念頭に置いて求めているものなのか、そういったことを聞こうとしています。③は、投票制とダイバーシティの関係、④は外国人会員の意義。

3. 組織の長、ここは会長のマネジメントについて、どのような資質が求められて、どういうプロセスで確認しているか。

4. は、このワーキングでも議論がございました、学術会議の活動が見えにくいのは、提言が多過ぎるのではないかという話がありましたし、大艦巨砲主義で社会にインパクトのあるようなところを目指していくべきという意見もありました。そういった中で、海外アカデミーがこういった提言をやっているのかを聞いてみたら参考になるのではないかということです。

最後のところは、取りあえず思いつきの感じでアメリカを1個だけ載せていますけれども、インタビューの時間の関係あるいは問い数の関係で許されれば、各国別それぞれ状況が違うので、1つ、2つぐらい追加はあり得るかということです。アメリカについては、御承知のとおり、いわゆる運営費交付金的なものではなくて基本的に審議依頼の対価でそこそこの額が来ていますので、それで安定した財源が確保されているのかどうか、何か運用上の工夫などがありそうな気もするので、その辺を聞けたらというのが一つのアイデアでございます。

いずれにしても、引き続き御検討、御意見をお願いできれば幸いです。

○五十嵐主査 説明ありがとうございます。

予定ではこの後、先ほど議題の1番で日本学術会議の自主的な改革、そして、今、説明がありました海外アカデミーへの確認事項、これらに関して質疑を含めて自由に御議論いただこうと思っていたのですが、もう時間がございませんので、これは笹川室長、次回ですね。事前にもし御質問事項などがありましたら、先に事務局に送っていただくとか、もちろん次回の場合でも構いません。

○笹川室長 もしあらかじめこのようなことを聞くというものがあれば、特に準備が要りそうなものがあれば、なおのこと、あらかじめいただけたらよろしいかと思えます。次回、議題をどう設定するかということはありませんけれども、いずれにしても続き的なことはお願いしないといけないかと思えます。

○五十嵐主査 分かりました。

ありがとうございました。

今日も大変活発といえますか、ちょっと説明時間が長過ぎる感じがしますね。非常に丁寧に説明していただくのはいいのですが、なかなか質問の時間が取れなくて、すみませんでした。

次回、学術会議の自主的な改革、そして、今の海外アカデミーに関する質問事項も含めて質疑応答、議論の時間を取りたいと思えます。

本日は大変活発な議論が行われました。ほかの法人制度を理解するという意味で必要なヒアリングは大分できたと思えます。前回と今回でヒアリングの対象となった法人について整理しておくこと、これは今後の議論に役立つと思えます。事務局においては、分かりやすい対照表を作成していただき、それを使いながら、今回はこれまでの議論を深めていきたいと考えています。

本日の議題は以上となります。

最後に3点、また前回に引き続きですが、御連絡させていただきます。これは前回もお話をしたとおりですが、1点目、本日の会議の議事要旨につきましては、事務局にて案を作成した上で、本日御出席いただいた皆様に、御自身の御発言部分について御確認いただき、御了解をいただいた後に速やかに公開させて

いただきます。お忙しい中、お手数をおかけいたしますけれども、速やかな議事要旨公表のため、御協力のほどよろしく願いいたします。

2点目でございます。この後、主査、事務局より本日の概要に関して記者ブリーフィングを実施予定でございます。事前に御連絡しておきます。会議での議論については、その場で説明したいと思います。

3点目です。次回の日程につきましては、事務局より御連絡させていただきます。

私からは以上となります。

本日は、御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。